

## 佐渡市男女共同参画計画策定の経過

年 度	月日	会議名等	内 容
平成 16年度	11月17日	講演会 「男女共同参画社会とは ～一人ひとりの幸せのために～」	講師 大河内芳子 元新潟市総務局国際文化部長 佐渡市男女共同参画計画アドバイザー
	2月21日	講演会 「男女共同参画社会の実現に向けて ～もう一步豊かな世界を目指して～」	講師 大河内芳子
平成 17年度	7月19日	佐渡市男女共同参画計画検討委員委嘱	
	7月	第1回男女共同参画計画庁内策定委員会	計画策定スケジュール検討 市民意識調査アンケートの検討
	8月4日	第1回男女共同参画計画検討委員会 (庁内策定委員会合同委員会) ☆ アドバイザー要請 ☆	男女共同参画計画の諮問 アドバイザーによる認識の共有化 計画策定スケジュール 市民意識調査アンケートの検討
	9月	「市民意識調査アンケート実施」	
	1月18日	第2回男女共同参画計画検討委員会	市民意識調査の結果について、基本 理念、施策の内容について
	1月	市民意識調査報告書発行	
	2月15日	第3回男女共同参画計画検討委員会 ☆ アドバイザー要請 ☆	基本目標、基本課題について
	3月23日	第4回男女共同参画計画検討委員会	基本計画体系について
平成 18年度	5月31日	第2回男女共同参画計画庁内策定委員会	施策の方向、具体的な施策の検討
	6月28日	第3回男女共同参画計画庁内策定委員会	施策の方向、具体的な施策の検討
	7月21日	第5回男女共同参画計画検討委員会	施策の方向、具体的な施策の検討
	10月5日	第6回男女共同参画計画検討委員会	施策の方向、具体的な施策の検討
	10月12日	第7回男女共同参画計画検討委員会	基本目標、重点目標、施策の方向、 具体的な施策の検討まとめ
	12月6日	アドバイザー大河内先生から指導、 助言をいただく (アルザ新潟)	基本目標、重点目標、施策の方向、 具体的な施策、推進体制の考え方、 巻末資料の考え方
	2月5日	第4回男女共同参画計画庁内策定委員会	計画素案の検討
	2月20日	第8回男女共同参画計画検討委員会	計画素案の検討
	2月26日	佐渡市男女共同参画計画（案）答申	

## 佐渡市男女共同参画計画検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 市長は、佐渡市男女共同参画計画を策定するにあたり、広く意見を聞き、これを反映させるため、佐渡市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 佐渡市男女共同参画計画策定に関する事。
- (2) 佐渡市男女共同参画計画推進に関する事。
- (3) 市長が特に必要と認めた事項。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) 公募により選任された者

3 委員の任期は、男女共同参画計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、会議のときは、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

**第7条** この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

# 佐渡市男女共同参画計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 本市における男女共同参画計画の策定を円滑に推進するために、佐渡市男女共同参画計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、企画財政部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画振興課長の職をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるとおりとする。
- 5 この委員会にアドバイザーを置くことができる。

(運営)

**第4条** 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

**第5条** 委員会にワーキンググループを置き、委員会の運営について必要な事項を処理する。

- 2 ワーキンググループを構成するメンバーは、委員会委員の所属する課等において課長が指定する者及び委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときはワーキンググループを招集し、これを主宰する。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区 分	職 名
男女共同参画計画 庁内策定委員会委員	総務課長 秘書課長 情報政策課長 市民課長 環境課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 保健医療課長 農業振興課長 商工課長 農業委員会事務局長 学校教育課長 生涯学習課長

## 佐渡市男女共同参画計画検討委員名簿

(氏名50音順)

氏 名	備 考
あおう まゆみ 粟生 真弓	公募委員
いちはし ただお 市橋 忠男	学識経験者、両津地区推薦委員
うすき あつこ ○臼杵 忠子	学識経験者、新穂地区推薦委員
きのした なおこ 木下 直子	学識経験者、小木地区推薦委員
くどう ちひろ 工藤 ちひろ	公募委員
とみた るみ 富田 ルミ	学識経験者、相川地区推薦委員
はっとり もとよし 服部 元祥	学識経験者、畑野地区推薦委員
はやし やすこ ○林 泰子	学識経験者、佐和田地区推薦委員
ほんま よしえ 本間 良恵	公募委員
みうら こうじ 三浦 幸二	学識経験者、真野地区推薦委員

※◎は委員長、○は副委員長

任期：男女共同参画計画策定終了時まで

アドバイザー	おおこうち よしこ 大河内 芳子
--------	---------------------

## 佐渡市男女共同参画計画庁内策定委員名簿

氏 名	役職名
なかがわ よしひろ ◎中川 義弘	企画財政部長
かね こ まさる ○金子 優	企画振興課長
ささき まさお 佐々木 正雄	総務課長
ほんま しんじ 本間 進治	秘書課長
こばし しょうよう 小橋 徹膺	情報政策課長
しみず としひで 清水 俊英	市民課長
おおかわ つよし 大川 剛史	環境課長
きくち もと基 菊池 基	社会福祉課長
ふじい たけお 藤井 武雄	高齢福祉課長
みうら よういち 三浦 洋一	保健医療課長
こだま つよし 児玉 剛	農業振興課長
きのした よしのり 木下 良則	商工課長
やまもと ますみ 山本 真澄	農業委員会事務局長
こだま いさお 児玉 功	学校教育課長
さかもと たかあき 坂本 孝明	生涯学習課長

※◎は委員長、○は副委員長